

## 1 事業名

所沢市一般職員の給与等に関する条例の一部改正

## 2 事業の概要

一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に鑑み、本市の一般職員についてもこれに準じた改正を行うとともに、地域手当の見直し及び管理職員特別勤務手当の新設を行うため、所要の改正を行うものである。

## 【改正概要】

## (1) 初任給調整手当の引上げ

対象	現行（支給限度額）	改正後（支給限度額）
医師	310,000円	310,800円
医学又は歯学の専門知識者	51,600円	52,100円

(令和7年4月1日から適用)

## (2) 初任給調整手当の見直し

現行	改正後
初任給調整手当 …医師等に対し、採用から一定期間支給する。	①第1種初任給調整手当 …医師等に対し、採用から一定期間支給する。 ②第2種初任給調整手当 …最低賃金を下回る場合に支給する。

(令和8年4月1日から適用)

## (3) 地域手当の引上げ

現行（支給割合）	改正後（支給割合）
6%	7%

(令和8年4月1日から適用)

(4) 通勤手当の見直し

改正箇所	現行	改正後
通勤手当支給上限額	1か月当たり 55,000円	1か月当たり 150,000円
駐車場に係る通勤手当	支給なし	1か月当たり5,000円 を上限に支給

(令和8年4月1日から適用)

(5) 管理職員特別勤務手当の新設

管理職手当の支給を受ける職員が、週休日若しくは休日又は平日深夜に、災害等によって突発的な勤務を行った場合、日額18,000円を上限に支給する。

(令和8年4月1日から適用)

3 他自治体の類似する政策等

県内の他自治体においても、国家公務員に準じ、必要な措置が行われる見込みである。また、既に管理職員特別勤務手当を規定している県内の他自治体において、同様の規定が設けられている。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

地方公務員法

6 事業費及びその財源等

【改正による影響額】

148,233千円

7 その他

添付資料

・新旧対照表

## 議案第24号 所沢市一般職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

### ◎所沢市一般職員の給与等に関する条例の一部改正（第1条関係）

#### （初任給調整手当）

第6条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後市規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

(1) 医療職給料表（一）の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で市規則で定めるもの 月額  
310,800円

(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で市規則で定めるもの 月額52,100円

(3) 略

2・3 略

#### （初任給調整手当）

第6条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後市規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

(1) 医療職給料表（一）の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で市規則で定めるもの 月額  
310,000円

(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で市規則で定めるもの 月額51,600円

(3) 略

2・3 略

### ◎所沢市一般職員の給与等に関する条例の一部改正（第2条関係）

#### （給料）

第2条 給料は、所沢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第27号。以下「勤務時間等条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、初任給調整手当（第1種初

#### （給料）

第2条 給料は、所沢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第27号。以下「勤務時間等条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、初任給調整手当、扶養手

任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。）、扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当、通勤手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。

(初任給調整手当)

第6条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後市規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、第1種初任給調整手当として支給する。

(1)～(3) 略

- 2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により第1種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて第1種初任給調整手当を支給する。
- 3 前2項の規定により第1種初任給調整手当を支給される職員の範囲、第1種初任給調整手当の支給期間及び支給額その他第1種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、市規則で定める。

第6条の4 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第7項及び第8項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の市規則で定める職員にあつては、市規則で定める額）並びにこれに第8条の3第2項の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に12を乗じ、その額を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して市規則で定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から市規則で定める日までの

当、管理職手当、地域手当、住居手当、通勤手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。

(初任給調整手当)

第6条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後市規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

(1)～(3) 略

- 2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて初任給調整手当を支給する。
- 3 前2項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、市規則で定める。

間、第2種初任給調整手当を支給する。

- 2 第2種初任給調整手当の月額は、市規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。
- 3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市規則で定めるものには、市規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、第2種初任給調整手当の支給に関する必要な事項は、市規則で定める。

(地域手当)

第8条の3 略

- 2 地域手当の月額は、給料、第1種初任給調整手当、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の7を乗じて得た額とする。
- 3 医療業務に従事する医師及び歯科医師に対する地域手当の月額は、前項の規定にかかわらず、当分の間、給料、第1種初任給調整手当、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の16を乗じて得た額とする。

4 略

(通勤手当)

第9条 略

- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
  - (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（第4項において「運賃等相当額」という。）

(地域手当)

第8条の3 略

- 2 地域手当の月額は、給料、初任給調整手当、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の6を乗じて得た額とする。
- 3 医療業務に従事する医師及び歯科医師に対する地域手当の月額は、前項の規定にかかわらず、当分の間、給料、初任給調整手当、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の16を乗じて得た額とする。

4 略

(通勤手当)

第9条 略

- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
  - (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号において「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第3号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該

(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて市規則で定める額（次条第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市規則で定める職員に限る。）にあつては、その額から、その額に市規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して市規則で定める区分に応じ、前2号に掲げる額、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額

支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、次の表に定める額（次条第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市規則で定める職員に限る。）にあつては、その額から、その額に市規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

使用距離	額	使用距離	額
4キロメートル未満	<u>3,900円</u>	20キロメートル以上 25キロメートル未満	<u>13,500円</u>
4キロメートル以上	<u>4,700円</u>	25キロメートル以上 30キロメートル未満	<u>16,600円</u>
6キロメートル未満		30キロメートル以上 35キロメートル未満	
6キロメートル以上	<u>5,500円</u>	30キロメートル以上 35キロメートル未満	<u>19,700円</u>
8キロメートル未満		35キロメートル以上 40キロメートル未満	
8キロメートル以上	<u>6,200円</u>	35キロメートル以上 40キロメートル未満	<u>22,800円</u>
10キロメートル未満		40キロメートル以上 45キロメートル未満	
10キロメートル以上	<u>7,300円</u>	40キロメートル以上 45キロメートル未満	<u>25,900円</u>
12キロメートル未満		45キロメートル以上 50キロメートル未満	
12キロメートル以上	<u>8,200円</u>	45キロメートル以上 50キロメートル未満	<u>29,100円</u>
14キロメートル未満		50キロメートル以上 55キロメートル未満	
14キロメートル以上	<u>9,400円</u>	50キロメートル以上 55キロメートル未満	<u>32,300円</u>
16キロメートル未満		55キロメートル以上 60キロメートル未満	
16キロメートル以上	<u>10,300円</u>	55キロメートル以上 60キロメートル未満	<u>35,500円</u>
18キロメートル未満		60キロメートル以上 65キロメートル未満	
18キロメートル以上	<u>11,200円</u>	60キロメートル以上 65キロメートル未満	<u>38,700円</u>
20キロメートル未満		65キロメートル以上 70キロメートル未満	

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して市規則で定める区分に応じ、前2号に掲げる額の合計額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が市規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第7項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（市規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として市規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び前項第1号に定める額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

5 通勤手当は、支給単位期間（市規則で定める通勤手当にあつては、市規則で定める期間）に係る最初の月（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として市規則で定める場合にあつては、その翌月）の市規則で定める日に支給する。

6 略

7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として市規則で定める期間（自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。

8 略

(宿日直手当)

第15条 略

2 前項の規定により宿日直手当を支給される職員（第8条の2第1項の規定により指定する職にある職員を除く。）に対しては、第16条第1項の規定にかかわらず、服務中の勤務の実態により第13条の時間外勤務手当を併給することができる。

数を乗じて得た額）、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額

3 通勤手当は、支給単位期間（市規則で定める通勤手当にあつては、市規則で定める期間）に係る最初の月の市規則で定める日に支給する。

4 略

5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として市規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。

6 略

(宿日直手当)

第15条 略

2 前項の規定により宿日直手当を支給される職員（第8条の2第1項の規定により指定する職にある職員を除く。）に対しては、次条第1項の規定にかかわらず、服務中の勤務の実態により第13条の時間外勤務手当を併給することができる。

(管理職員特別勤務手当)

第15条の2 第8条の2第1項の規定により指定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日若しくは祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、同項に規定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して市規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において市規則で定める額

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において市規則で定める額

4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、市規則で定める。

（時間外勤務手当等に関する規定についての適用除外等）

第16条 第14条第2項、第14条の2及び第15条第1項の勤務は、第13条の勤務には含まれないものとする。

2 略

（期末手当）

第17条の3 略

2・3 略

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料、第1種初任給調整手当及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

（時間外勤務手当等に関する規定についての適用除外等）

第16条 第14条第2項、第14条の2及び前条第1項の勤務は、第13条の勤務には含まれないものとする。

2 略

（期末手当）

第17条の3 略

2・3 略

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料、初任給調整手当及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5・6 略

(勤勉手当)

第17条の6 略

2 略

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料及び第1種初任給調整手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

4・5 略

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第17条の7 第4条第3項から第11項まで、第6条の3、第6条の4及び第7条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

(休職者の給与)

第24条 略

2 職員が結核性疾患にかかり法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、第1種初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 職員が前2項以外の心身の故障により法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、第1種初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

4 職員が法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、第1種初任給調整手当、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

5～7 略

5・6 略

(勤勉手当)

第17条の6 略

2 略

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料及び初任給調整手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

4・5 略

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第17条の7 第4条第3項から第11項まで、第6条の3及び第7条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

(休職者の給与)

第24条 略

2 職員が結核性疾患にかかり法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 職員が前2項以外の心身の故障により法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

4 職員が法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、初任給調整手当、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

5～7 略